

# 令和4年度 福祉文教委員会 行政視察報告書

報告者 上嶋 希代子、倉田 博之

## 1. 視察日

令和4年7月25日（月）

## 2. 視察先

東京都調布市

## 3. 視察項目

男女共同参画の取組について



調布市あくろす 視察風景

## 4. 視察目的

SDGsでも示されている「誰一人取り残さない社会」とは、人類が人類として人間社会を継続していくうえで最も基本的であり、かつ最も高邁で重要な理念である。地球上に住む誰もが幸福となる権利を有しているにもかかわらず、世界は依然として差別と偏見で充ちており、日々様々な人権の侵害が後を絶たない。

その一部である「男女共同参画」の課題は、最も初歩的な部分であるにもかかわらず、

特に我が国においてはその遅れが指摘されているところであり、高山市においても、形骸は整えられているとしても実態が伴わない現状があるのではないかと危惧している。

「男女共同参画」先進のまち調布市を訪れ具現性の向上について学ぶと同時に、現代社会必須の概念であるダイバーシティについての磨かれた感性に触れることにより、高山市民が一人も取り残されることなく自己実現に邁進できるまち、その構築のための手がかりを得たい。



あくろす 男女共同参画推進センター相談室

## 5. 視察内容

### 【概要】

◎「調布市 男女共同参画推進プラン」(R4～R8年度)により、基本理念である「未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布」の実現を進捗させる。

《計画策定の視点》

- ① 固定的な性別役割分担の解消に向けた意識づくり
- ② 社会環境の変化を踏まえた取組
- ③ SDGsを踏まえた計画の推進

- ・「誰一人取り残さない」社会。「ジェンダー平等を実現しよう」達成を目指す計画
- ◇4つの基本目標⇒17の重要事業⇒それぞれの評価指標

※以下に、課題と道筋の整理表を示す

**調布市男女共同参画推進プラン**

## 8 重点事業

計画期間内に基本理念「未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布」の実現を着実に進捗させていくために、本計画に掲げている諸施策をより効果的に推進していきます。

本計画では、4つの基本目標と7つの主要課題について、特に計画期間内に重点的に取り組むべき事業を「重点事業」として位置付け、関連する施策を有機的に連動させ、計画総体として組織横断的に推進を図ります。

### 基本目標1 人権の尊重と多様性を認め合う社会づくり

*性的マイノリティ問題*

主要課題	重点事業	評価指標
人権と多様性の尊重	人権教育の理解促進	家事・子育て・介護等の家庭内での役割は男女がともに担う必要があると思う市民の割合
	固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発	
	ライフステージに応じた性と生殖に関する情報の提供や講座の実施	心身ともに健康だと感じている市民の割合
配偶者等からの暴力（DV）の根絶	配偶者暴力の防止に対する意識の向上	男女共同参画推進センターといったDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている市民の割合
	被害者の状況に応じた相談事業の実施	

### 基本目標2 ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性活躍の促進

主要課題	重点事業	評価指標
ワーク・ライフ・バランスの実現	子育て家庭への支援の充実	今後も調布に住み続けたい理由として、調布のまちの魅力や個性・特色が「子育て環境が良い」と感じている市民の割合
	子育てサービスの多様化と充実	
女性の活躍推進	女性の就職、再就職を支援する講座等の実施	労働セミナーや就職面接会など、雇用・就職に向けた取組に対する市民満足度（女性のみ）
	女性の起業・創業への支援	

### 基本目標3 あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進

主要課題	重点事業	評価指標
あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進	教職員への的確な研修の実施	学校、家庭、地域それぞれの場において男女平等と感じている市民の割合
	家庭における男女共同参画の促進 地域コミュニティにおける男女共同参画の促進 男女共同参画の意識をもった人材の育成	
生活上の困難に対する支援	女性のための相談事業の充実 ひとり親家庭への支援の実施	ひとり親家庭への生活・経済面の支援の市民満足度

### 基本目標4 市役所における男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

主要課題	重点事業	評価指標
市役所における推進体制の充実	市の審議会、各種委員会への女性委員の登用の推進 男女がともに働きやすい職場づくり	市の審議会や委員会における女性の割合 市役所における課長職以上に占める女性職員の割合

**調布市の3つのセンター**  
が設置されています

(2階) 市民活動 支援センター	(3階) 男女共同参画 推進センター	(3階) 産業労働支援 センター
------------------------	--------------------------	------------------------

(3階) 住民票等交付窓口

**アクセス**

**連絡先**

住所：〒182-0022 調布市国領町2-5-15  
TEL：042-443-1211  
FAX：042-443-1212  
HomePage：https://www.chofu-across.jp  
facebook：https://www.facebook.com/chofu.across

指定管理者 **株式会社 セイウン**

**調布市市民プラザ  
あくるす**

京王線国領駅北口コクティール2階・3階  
受付3階

市民の皆様のさまざまな活動のためのスペース、活動拠点です。

◎調布市市民プラザ「あくろす」について

京王線国領駅北口コクティールビルの2階と3階に市民プラザ「あくろす」は設置されている。市民の様々な活動のためのスペースであり、活動拠点となっている。

**市民活動支援センター ☎042-443-1220**

「市民が主役のまちづくり」に欠かせない市民活動を総合的に支援する拠点です。

- ◆ 市民活動に関する相談
- ◆ 市民活動の情報収集・情報発信
- ◆ 市民活動のコーディネート
- ◆ いつでも自由に活動できる市民活動スペース「はばたき」（要登録）の運営
- ◆ 市民活動の普及、啓発（講座ほか）

※詳しくは、市民活動支援センターホームページをご覧ください。  
<http://chofu-npo-supportcenter.jp/>

**男女共同参画推進センター ☎042-443-1213**

男女が互いに人権を尊重しながら個性を發揮し、自立して生きられる男女共同参画社会の実現をめざす拠点です。

- ◆ 講座・講演会の開催
- ◆ 市民参加で男女共同参画推進フォーラムしえいくはんす開催
- ◆ 情報の収集と発信
- ◆ 女性のための相談

※詳しくは、男女共同参画推進センターホームページをご覧ください。  
<http://chofu-danjyo.jp/>

**産業労働支援センター ☎042-443-1217**

これから事業を立ち上げようとする市民の方々に対して、創業相談や情報の提供を行なっていく創業者支援の拠点です。

- ◆ 創業に関する相談を受け付けます。（相談分野：融資・税務・労務・法律・IT・特許等）
- ◆ セミナーや相談会を開催しています。

※詳しくは、産業労働支援センターホームページをご覧ください。  
<http://www.chofu-industry.jp/index.html>

**住民票等交付窓口 ☎042-443-1215**

住民票等、各種証明書の交付(本人確認書類が必要)  
【窓口時間】8:30~17:00 ※土日祝日・休館日を除く

開館時間は8:30~22:00で、休館日は毎月第3月曜日と年末年始のみ。施設利用料金は比較的low料金。

「市民活動支援センター」と「男女共同参画推進センター」および「産業労働支援センター」の三つのセンターが設置されており、それによりそれぞれの利用目的の中での課題が絡み合う交差点のような状況として、機能が有機的に結びついている。利用者はとて相談しやすく、また答えの導きに整理がつきやすいと思われる。

「あくろす」自体は指定管理だが、単に建物を管理する業務だけでなく、様々な事業企画や目的推進の方向性などについてももしっかり業務として関与している。それについては市職員との連携がなくては成立しないが、設置者と指定管理者が協力し合って内部的な調整や行政職務を進めているという。

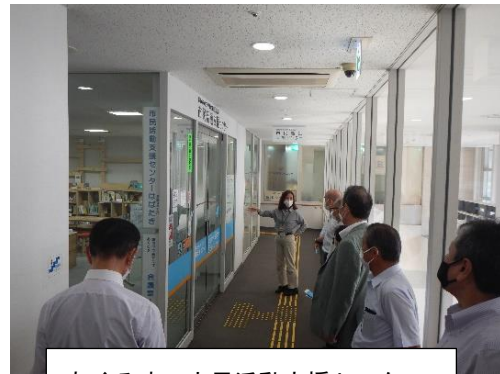


## 6. 考察（効果・課題等も含め）

### ① 調布市市民プラザ「あくろす」について

「男女共同参画推進センター」だけでなく「市民活動支援センター」および商工会議所とは趣旨の異なる「産業労働支援センター」が一か所に設置されている意義は、男女共同参画社会を実質推進していくうえで非常に大きいと感じた。ともするとお役所的処置・形骸的制度になりがちな本案件だが、3施設が集積していることにより、とても有機的かつ有効に市民側に立てていると捉えた。ジェンダーフリーや女性の社会進出にとって障害となる事案について悩んでいる市民や相談者が、実生活のなかでの解決策を見出していく支援につながりやすいスキームであると考えた。

高山駅白山口に建設予定されている交流センターにおいて、ぜひ検討していただきたい重大なポイントである。



あくろす 市民活動支援センター

### ② 指定管理の本質について

「あくろす」のハードは指定管理となっているが、受託者は箱の管理だけでなく政策を推進する要のソフトやコンテンツにおいても大きな役割を果たしている。もちろんそこに市の所管課との緊密な連携や綿密な意見交換があることは言うまでもない。

高山市の指定管理は、協定で決められた事項を忠実に履行することが最優先されており、意見交換や協議、連携の実態も意識も低いと言わざるを得ない。指定管理者は、施設管理の下請け機関ではなく、まち協組織と同様に特定の政策の方向性についてのイコールパートナーであるべきだ。

新市長の下、指定管理制度の在り方と意識改革について抜本的な改革を望む。

### ③ 「高山市女性青少年会館」について

男女共同参画社会の推進について、それを進めるための行政的拠点と市民活動的拠点が必要だが、高山市ではその点が曖昧なまま進められている。現在の行政的拠点はもちろん市民活動部だが、「高山市女性青少年会館」指定管理者との連携が全くと言ってよいほどできていない。②で述べた通り、本来は市と指定管理者が緊密な連携を取りながら、また市の政策方向も管理者にしっかり伝えながら、上位目線でない綿密な意見交換や協議を行い、施設のソフトについての方向性を出していくべきであるが、現行はそうになってはいない。

市は施設管理者に、時代に沿う方向として男性の参加者も求めるよう伝えており（調布市においても男性相談者の重要性も認知しておられ対応していた）、管理者も課せられている利用者増のために市の意向に沿う方向で懸命に取り組んでいる。

しかしながら昨今、市からカリキュラムについてこれまでとは違う方向性を告げられ、年度半ばでの募集要項変更を迫られるといった事態も起きてトラブルとなっていた。

これについては双方の誤解もあったことが判明し、今後の協議や連携についても相互確認がなされたところではある。

市の「女性青少年会館には、他の貸館業務とは一線を画し、設置目的に沿う本施設ならではの機能遂行を期待する」思いは正しく理解もできるが、そういった意思の疎通や話し合いが何も行われぬまま、しかも利用者数が評価に大きく響く現状のまま、唐突に上意下達で意思伝達されたことが誤解の発端であった。

「女性青少年会館」の設置は法的義務を外れたとも聞いているが、男女共同参画社会の構築・SDGs・ジェンダーフリーなど社会的必要性はさらに増大し続けている。また、高山市もそういった社会的要請に呼応し、高山駅白山口に建設予定の交流センターへの移設も予定されているところだ。

ぜひそれまでに、市は①と②などを含めた総合的施策により、調布市のような体制をしっかりと構築していくべきと考えている。

#### ④ 調布市役所内における男女平等参画推進について

市役所における部長級職昇進の実態について、最も驚いたことは部長級昇進試験を廃止し女性職員を多く登用している件。係長昇進時の試験合格をもって管理職の資格取得とみなし（おそらくはそうなるに係長昇進後の勤務実態や能力評価によって部長級へのピックアップがなされるということになるだろうが）、女性のキャリアアップにつなげている。

弊害として考えられるのは、人事権掌握者の個人的見解の入る範囲が広いこと（試験があっても余地がないわけではない。特に科目や配点の軽重などいくらかでも私意を交えられる）。また登用された職員にとっては、特に女性において個々のライフ

ワークバランスとの調整に苦悩する場合も多いと聞いた。部長級女性職員加増の目的においては大変有効と考えるが、弊害は気になるところだ。ただ大変魅力的な方策であり、候補者と人事担当者との相互理解とフラットな話し合いで大部分は解消できないだろうか。検討に値する手法とも思える。



#### ⑤ 高山市の男女共同参画推進について

男女平等・ジェンダーフリーの問題は、根本的に人の意識・感覚の問題であり、児童期からの成長環境に大きく影響を受けるものと思われる。義務教育段階における意識構築が必要であり、そのための教育現場の環境の整えが重要である。何に

どう取り組んでいくのか。性教育カリキュラムも含め、現場の教職員や学校協議会などを窓口とした地域、保護者や子どもたちなどからも意見を収集し、課題を明確にしつつ取り組んでいく必要がある。

⑥ 高山市役所内における男女共同参画推進について

男女共同参画の取り組みがなかなか民間事業所などに広がっていない現状において、市役所がこれまで以上に模範を示すべきと考える。男性職員の育児休暇取得率や女性管理職の就任比率などの向上について、定められた数値目標の確実な達成について、形骸で終わらない現実的取り組みを期待したい。

⑦ 高山市議会の取り組みについて

⑥については、定められた数値目標の達成を議会からも強く迫る必要を感じる。

また議会構成の男女比率については、今回の補欠選挙で女性議員の増員が期待されるがまだまだ十分ではなく、さらなる工夫や実践的な取り組みが必要である。

議会現場でのクォータ制導入は、我が国においてはまだまだ議論も熟していないが、市議会レベルでもその是非について議論すべきだと考える。また、合意を前提としての話だが、「地方議会におけるクォータ制の導入や運用は、各自治体議会の裁量に委ねるべき」とする旨の意見書の提出を検討してはどうか。



あくろす 男女共同参画推進センター図書類



# 令和4年度 福祉文教委員会 行政視察報告書

報告者 水門 義昭、榎 隆司

## 1 視察日

令和4年7月26日（火）

## 2 視察先

東京都稲城市

## 3 視察項目

介護支援ボランティア制度及び高齢者への  
ゴミ出し支援について



## 4 視察目的

少子高齢化に伴い高齢者の生活支援が必要とされている昨今、現在では多くの自治体に取り組んでいる「介護支援ボランティア制度」があるが、その制度発祥の地である稲城市の制度立ち上げについて、更に「高齢者へのゴミ出し支援」についても経緯・現状・課題等を探る。

## 5 視察内容

### (1) 現状

人口93,033人、高齢者人口20,186人、高齢化率21.7%

要介護認定者数3,180人で認定率15.8%と低い数値になっているのは介護支援ボランティア活動を含めた介護予防対策の成果と捉えている。

### (2) 制度確立の経緯（直面している課題・求められる施策等）

#### 【直面している課題】

- ・団地地区を中心に、地域のコミュニティの力を高める必要が生じてきた
- ・社会参加活動への参加を望む高齢者が増えてきている
- ・介護保険料が高騰する

#### 【求められる施策】

- ① 高齢者自身の介護予防につながる社会参加活動（自助）を支援すること
- ② 元気な高齢者による介護者等への支援ボランティア（互助）を褒賞・奨励すること
- ③ 上記の結果、地域支援事業費、介護給付費等の費用を直接・間接的に抑制すること（給付費等の抑制）

#### 【新たな地域支援事業】

- ・介護支援ボランティア制度を構築
  - ⇒ 高齢者の社会参加を支援し、介護予防の効果を期待する
  - ⇒ 元気な高齢者を増やす取組



### (3) 具体的内容

介護保険法第115条の45に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通して介護予防を推進するために実施する事業。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金し交付する。ポイント換金については直接介護保険料から減額をすることを目指していたが、厚生労働省から許可が得ずポイント還元の方法とした。

ボランティアの対象となる高齢者は、介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)とする。

※ポイントの管理として手帳「健康に心配なし手帳」に1年間のポイントを事業所等でスタンプを押印してもらう。

スタンプの単位は1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限。

#### ※年間ポイントの評価ポイントと換金内容

活動実績	付与する評価ポイント	ポイント転換交付金
10回から19回まで	1,000ポイント	1,000円
20回から29回まで	2,000ポイント	2,000円
30回から39回まで	3,000ポイント	3,000円
40回から49回まで	4,000ポイント	4,000円
50回以上	5,000ポイント	5,000円

※1ポイント100円としてもよかったが、ボランティアの方がお金を目的で活動をしているのではなく、あくまでも活動することに重点を置いた。

また、10回からとしたのは月2回活動したら1年間で10回以上、外に出て活動することになり社会参加の後押しになる。ポイント換金は本人の申請としているので、中には集めることを目的として換金しない方もみえる。

※5,000ポイント達成の方には特典がある

- ・Jリーグ東京ヴェルディと提携を結んでおり、4人までの観戦チケットのプレゼントがあり、普段は入れない芝生のピッチに入れる等、普段見ることができない場所をヴェルディのスタッフが案内してくれるツアーがある。

また、ヴェルディ側の御厚意で会場の大型スクリーンに「介護支援ボランティア御一行様歓迎」のメッセージを映し出してくれる。

- ・よみうりランドとも提携して、入園券(ペア券、乗り物券3回付)をセットにしたものが出る。

※評価ポイント転換交付金評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納があ

る場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに 5,000 円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。

#### (4) 基本方針

- 高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない
- 実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない
- 運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう留意しなければならない
  - 1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること
  - 2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること
  - 3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること
  - 4) 介護給付費等の抑制につながること

#### (5) ボランティアの対象となる事業

介護支援ボランティア受け入れ機関は、あらかじめ事業及び活動内容を市長から指定を受ける必要がある。

- ① 市内の施設又は場所における活動であること
- ② 介護保険事業に関する活動であること
- ③ ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと
- ④ 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと
- ⑤ 活動の結果、一定の介護予防の効果がみられること

#### (6) 介護支援ボランティア活動の具体的な事業内容

- ① レクリエーション等の指導、参加支援
- ② お茶出しや食堂内での配膳、下膳等の補助
- ③ 喫茶等の運営補助
  - 経営的な観点でないボランティアとしての参加
- ④ 散歩、外出、館内移動の補助
- ⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等の行事の手伝い
- ⑥ 話し相手
- ⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動
  - 草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換など
- ⑧ その他
  - 在宅高齢者のゴミ出し等

## (7) 制度設計のポイント

- 1) 制度は手段。目的は地域課題の解決。しっかりと明確に。
  - ・高齢者の社会的参加を後押しして、介護予防！ 実質的な保険料負担の軽減。
  - ・結果として給付費を抑制。
- 2) 当事者（高齢者）の意思を尊重
  - ・登録、スタンプ集め、ポイント付与、ポイント還元等、本人の申請制。
  - ・制度見直し等は、アンケート等で当事者の意見を聞いて決定。
  - ・介護支援ボランティア登録者アンケートを毎年実施。
- 3) 関係者の意見を尊重
  - ・社会福祉協議会との制度検討、ボランティア活動の実態調査の実施。
  - ・制度開始前のボランティア関係者、介護保険事業者との意見交換会の開催。
  - ・受入機関、社協、市で意見交換会を毎年実施。
- 4) 5制度は、分かり易く、事務量や経費等の負担を最小限に
  - ・ボランティア手帳に、要綱、ポイント台帳、ボランティアの心得、ボランティア保険の周知、申請用紙、受入機関の連絡先等、全て掲載。
  - ・受入機関に活動実績報告を求めず、手帳で本人確認。
  - ・ボランティア手帳は、社協の手作り、スタンプは簡易なゴム印。
- 5) これまである仕組みを活用
  - ・社協のボランティアセンターのボランティア登録やコーディネート機能を活用。

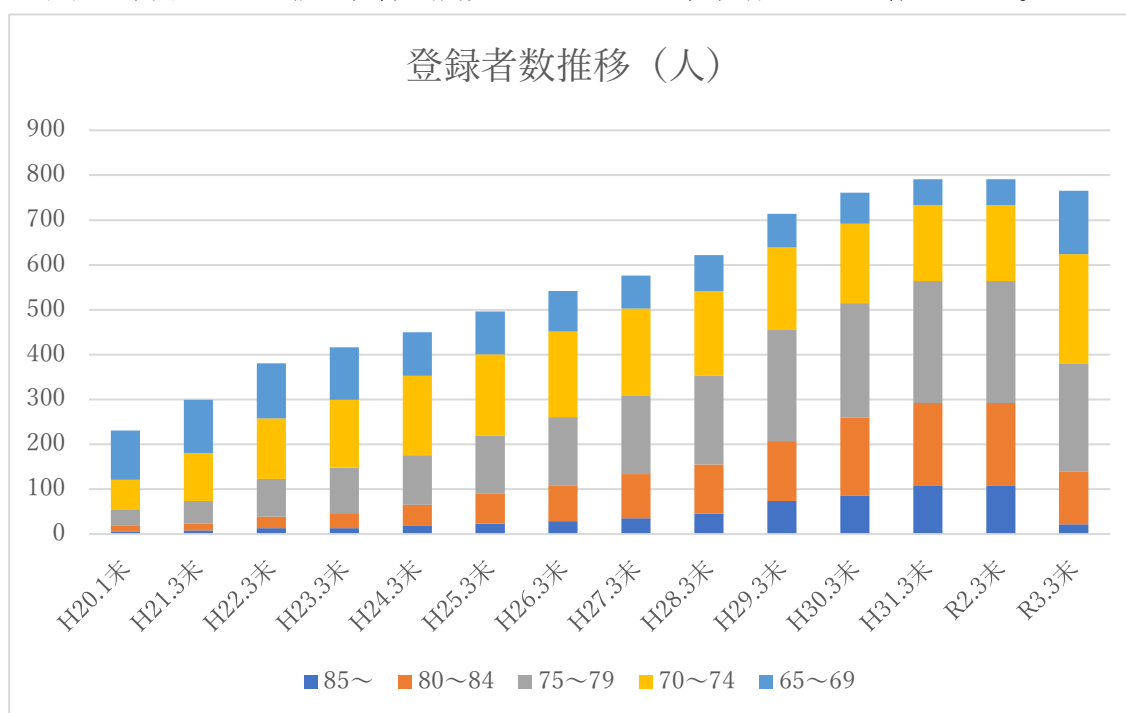


## (8) 令和3年度介護支援ボランティア制度の実績等（令和4年3月末現在）

- ・ボランティア登録者数 765名（高齢者数の3.79%）
- ・ポイント獲得者 167人（令和2年度中に10回以上の活動）
  - \*令和2年の活動を翌年度に申請する
- ・ポイント費用 415,000円
- ・受入機関等 26団体
- ・事業費（社協への管理委託料） 983,431円（事務費等+ポイント費用）  
コロナ禍で実績が少なかったが、例年予算としては150万円から200万円を計上している。

(9) 介護支援ボランティア登録者数の推移

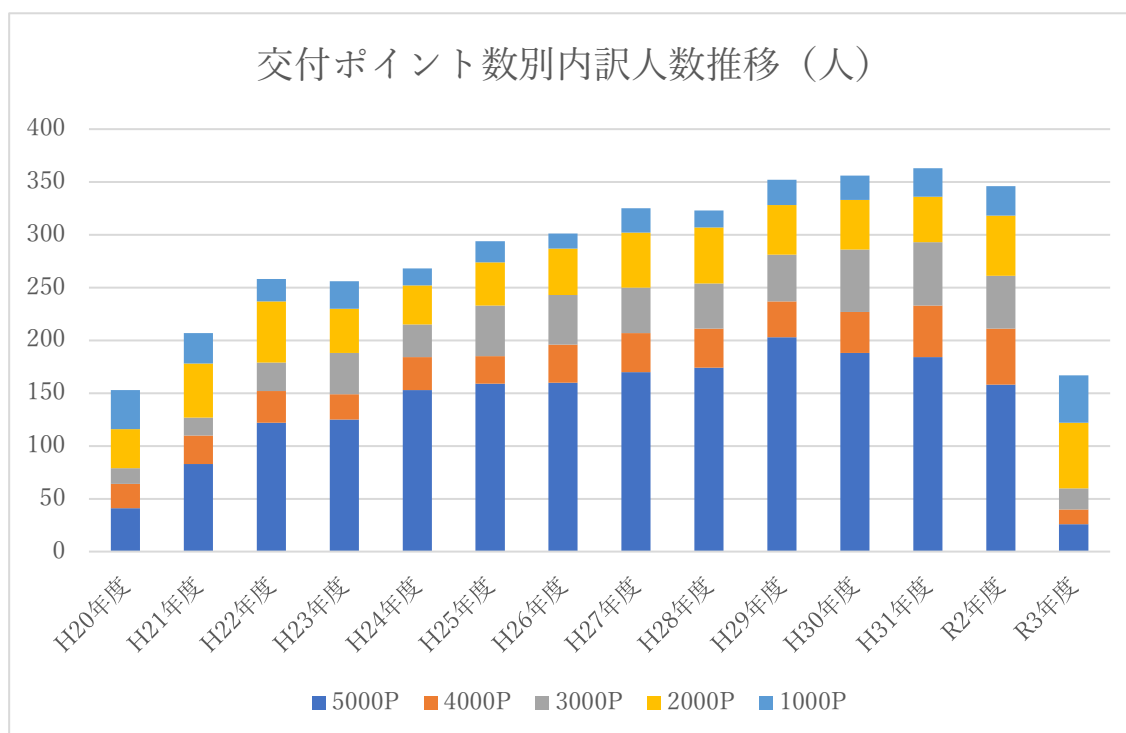
・令和3年度はコロナ禍の影響で減数となっているが、右肩あがりで見られている。



・登録の介入案内

65歳到達時に通知される「介護保険料通知書」を送付する時に、「はじめませんか 介護支援ボランティア」の案内文書を同封して周知活動をしている。

(10) 交付ポイント数別内訳人数推移 (人)



(11) 介護支援ボランティアの介護予防効果（主観的健康感）

介護支援ボランティア活動を始める前と現在では、健康面や精神面の変化

区 分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R 2 年度
ア 張り合いが出てきた	50.8%	48.1%	52.3%	48.7%	55.3%	66.2%	58.4%	51.4%
イ 健康になったと思う	16.7%	21.1%	22.9%	25.0%	10.5%	6.8%	24.7%	22.9%
ウ 変わらない	23.5%	27.8%	19.8%	17.8%	25.0%	25.7%	9.1%	14.3%
エ 体調を崩した	0.7%	0.8%	0.0%	0.6%	1.3%	0.0%	1.3%	5.7%
オ その他	8.3%	2.2%	5.0%	7.9%	7.9%	1.3%	6.5%	5.7%

※主観的健康感で大きな効果が現れている。

(12) 全国に広がる「介護支援ボランティア制度」

現在 599 市町村で実施されている。

6 高齢者等のゴミ出し支援について

(1) 目的

ゴミの収集は、排出者が収集日当日の朝 8 時までにはゴミを自宅前等の所定の場所に出すことを原則としている。しかし、高齢等の理由によりゴミ出しの支援が必要な方については、ホームヘルパーや同居していない親族等の支援者の訪問日が収集日と異なる場合、収集日当日にゴミを出すことが難しい状況がある。

そこで市が作成する「ごみ出し支援サポートシール」が貼られた収納容器については、収集日以外でもごみ出しができる運用とすることで、高齢化の進展を見据え、ごみ出しが困難な高齢者等を支援する環境を改善し、確実かつ適切な廃棄物の排出及び収集運搬処理を促進する。

(2) 対象のごみ・資源物

燃えるごみ、燃えないごみ、古紙・古布、有害物・金属物

(3) その他の対応

1) 粗大ごみの運び出しサービス（平成 12 年度頃～）

65 歳以上の高齢者、または身体障害 4 級以上の方のみの世帯宅内から粗大ごみを回収する。

2) おむつ専用袋の配布（平成 16 年度～）

- ・平成 16 年 10 月に家庭ごみを有料化とした際、高齢等の理由によりおむつを必要としている方に対する負担軽減をする。
- ・高齢者や障害者手帳を持っている方等、申請に基づき、1 回につき 1 人 3 組（30 枚）まで無料配布。
- ・年間の申請上限回数は設けていない。その都度申請を受付ける。

(4) 支援状況（令和4年7月22日現在）

令和2年度：11件　令和3年度：9件　令和4年度：5件

(5) 排出者及び支援者の反応

ケアマネージャー・ホームヘルパー等の支援者からは、以前はごみ出しに合わせた日で訪問していたが、気にせず訪問した際に出せるので有難い。

(6) ごみ収集事業者の反応

以前は、分別されていない状況で出されたり、一度に多量の搬出が有り収集作業に支障をきたすことがあったが、制度導入後は改善された。

(7) 効果

ごみ出しが困難な方々を支援しているホームヘルパーや親族が、蓋付き容器に「ごみ出し支援サポートシール」を貼付し、収集日以外でもごみが出せることにより、市民サービスの向上が図られた。

(8) 課題

関係部署等と連携して制度の周知を行ったが、当初想定していた件数よりも申請件数が少なかった。今後、制度を知って頂く取組等が課題である。

その対策として令和3年度から「高齢者サービスのしおり」に制度案内を掲載し、更なる周知が必要である。

## 7 質疑応答

- ・交通費等の支援については、市域が17平方キロメートルと狭いこと、日常生活圏域が平均化している事、介護施設もバランスよく配置されていること等から、活動が近隣でできるため、徒歩や自転車で行動できるので特に補助等はない。

どうしても遠距離の施設で活動する時は、コミュニティバス等の1,000円のフリーパスを購入してもらい活動することになるが、基本は自分が動ける範囲になると思う。

- ・コーディネートについては、社会福祉協議会へ任せてあり、両者の面接等のマッチング的な対応はしていない。

本人の希望する内容を把握し、施設もどのような作業を希望されているか社会福祉協議会が把握してコーディネートをするので、特に問題は無いが、当初不安であれば社会福祉協議会の担当者が随行するようにしている。

- ・活動に際して、登録時にボランティア保険に300円負担してもらい加入している。

賠償責任保険	対人対物	1事故	2億円
	受託物借用物	1事故	50万円
	人格権侵害	1名	50万円
		1事故	100万円

	事故対応費用	1事故	500万円
	見舞費用	死亡	50万円
		後遺障害	15万円～50万円
		入院日数	2万円～10万円
		通院日数	1万円～5万円
損害保険	死亡・後遺障害		800万円
	入院日数		8,000円
	通院保険金日額		4,000円

- ・ボランティア試験は、活動の内容を知ってもらうために遊び感覚で挑戦してもらうもので、資格取得を目的としているものではなく、身近な活動であることを周知したいだけである。
- ・施設側としては、洗濯物の整理やお茶出し、食事の配膳下膳等。もしボランティアがいないと、職責の中で対応しないといけなくなり、必要な業務やサービスができないので助かっているとのことで、好意的に受け入れられている。  
また、レクリエーションや演奏・歌・芸能、将棋の相手等も施設の利用者にとっては、いろいろなバリエーションもありで喜んでいる。  
施設の利用者同士では喧嘩になるようなことも、ボランティアが入ることで雰囲気や和らぐこともあり、日々の刺激になっていて施設側としても助かっている。
- ・コロナ禍で中断されていたが、感染症対策を取りながら、洗濯物の後始末や直接話をしないのでできることから徐々に受け入れをしている。
- ・ヘルパー不足は深刻だが、市でも育成事業として生活援助従事者研修を開催したが参加者が少なく、しかも高齢者で研修を終了してもなかなか就業までいたらなかった。  
市としては介護ボランティアのような地域支え合い活動をしてもらえる人材を育成する生活支援整備事業を進め、介護に興味をもって頂けるような研修会を開催することとし、専門的な資格をもった人材確保については広域的にやる必要があることから、東京都が責任をもって育成する対策をとってもらおうスタンスで進めていきたいと考えている。
- ・健康寿命の計算については、東京保険所長会方式で出された65歳健康寿命で市は要介護2以上の数値を採用しているため、一般的な健康寿命とは相違があると考えられる。  
(高山市も同計算方式で計算したら違った数値が出るかもしれない。)
- ・在宅介護については、ヘルパーの正規の仕事に介護支援ボランティアが行ってサービス提供の質に影響してくるので注意が必要である。  
電球の取替えとかごみ出し等軽微なものはボランティアでやってもいいのではないかと捉えているが、在宅であると要求もエスカレートして歯止めが利かなくなることや誰がそれを確認するのか等が問題で、今後の課題である。

- ・厚労省としては、この活動の中に自治体独自、例えば外出支援ボランティアも地域柄必要とあれば考え工夫されたらいいものになるし、厚労省も認めてくれると感じている。  
各自治体の状況を組み込んでいけたらいいと考える。
- ・介護保険の本体に関するサービス提供については、基本料+サービス利用料の1割負担等されているので、サービス提供の質が落ちることは許されないため、資格がある人材で対応すべきもので人材の確保やサービス提供の担保は進めていくべきである。  
一方では、その人材が有効に活動をしてもらい負担の軽減ができるよう補助として周辺業務ができる介護支援ボランティア活動とすみ分けができればよい。
- ・独居老人等の見守りについては「高齢者見守りネットワーク事業」として取り組んでおり、市のユアアイ訪問や民生委員等による対面方式、事業所と協定を結び、気になる世帯があったら情報提供をして頂く。  
また、今年度新規事業として「IoT」を活用した「見守り電球ハローライト」という事業についてクロネコヤマトと協定を締結した。電気のON・OFFを監視し24時間つきっぱなし、あるいは一度もONがないとか異常を感知したら登録メールアドレスに通知が入るので訪問し安否確認をしてもらい情報を提供する内容である。クロネコヤマトとの協定は3か年の取組みで、今後調査を推進していき事業化について検討する。  
東京ガスとの協定は、要介護認定を受けている世帯の湿度等検知するセンサーを付けて異常があればエアコンのスイッチをコントロールできるもので対応し、本人へ連絡したり、市へ情報を提供する。  
いろいろな形で安心・安全なまちづくりに取り組んでいる。

## 8 考察

介護関係の人材確保が困難になっている中、ヘルパー等の業務負担を軽減し、本来のサービス提供ができる補助として介護支援ボランティア事業が必要と考える。

この事業は、介護関係業務の補助としての役割だけでなく、ボランティアをする本人の健康維持・やりがい感も維持でき、ポイント換金で現金等が交付されることは、結果的に介護保険料の減額となる。健康が維持できることで医療費の削減にも繋がる。

ボランティアの事業内容について、大部分の内容が高山市でも取り込めるものである。更に外出支援については地域事情を把握しボランティアで対応できないか、他自治体の事例も研究して取り組むべきである。

視察した稲城市の介護支援ボランティア制度の取組は、高齢者が行うものであるが、支援や補助について内容が多様性に満ちあふれている状況の中、支援については多種多様な人材が必要であり、支援が必要な人達も年代や内容に幅があるため、ボランティアは全ての年代の方が登録し、各年代・内容等に合った支援活動があってもよいと考える。





# 令和4年度 福祉文教委員会 行政視察報告書

報告者 小井戸 真人・中谷 省悟

## 1. 視察日

令和4年7月26日（火）

## 2. 視察先

東京都中野区

## 3. 視察項目

中野区子どもの権利に関する条例について



## 4. 視察の目的

福祉文教委員会では「子どもの権利に関する条例」を重点調査項目として、条例制定の意義や効果に関する調査研究を行っている。

全国では60を超える自治体が「子どもの権利に関する条例」を制定している中で、東京都中野区は今年の3月に条例を制定し、4月より施行している。

最新の取り組みをすすめてこられた中野区を視察し、条例制定に至るまでの経過や制定後の効果、市民参加の状況等について今後の調査研究の参考としたい。

### ①子どもの権利に関する条例

「子どもの権利に関する総合条例」の制定状況については、[子どもの権利条約総合研究所](#)がそのホームページにおいて「[子どもの権利に関する総合条例一覧（2022年4月現在）](#)」を掲載している。これによると、令和4年4月現在、61自治体が「子どもの権利に関する総合条例」を制定していることとなる。

### ②子どもの権利条約

- [児童の権利に関する条約](#)が平成元年11月の第44回国連総会において採択され、日本は平成6年4月に批准した（外務省HP「[児童の権利条約](#)」参照）。
- 同条約は、18歳未満の児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものであり、前文と本文54条から構成されている。一般原則として、①生命、生存及び発達に対する権利、②子どもの最善の利益、③子どもの意見の尊重、④差別の禁止を掲げ、また、大きく分けて4つの子どもの権利、すなわち「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」及び「参加する権利」を定めている（ユニセフHP「[子どもの権利条約](#)」参照）

## 5. 視察内容

### ア. 概要

#### ①中野区子ども権利に関する条例

自治体によっては理念条例として制定されている例もみられるが、中野区の条例は理念を掲げるとともに、実行する仕組みについても規定している。

また、条例制定において工夫した点は以下の3点である。

- ・分かりやすい用語の使用
- ・です、ます調の表現（中野区の条例では初めて）
- ・全ての漢字にふり仮名をふっている。

#### ②条例制定の背景と制定までの経過について

市長の公約である「中野区を子育て先進地へ」の取り組みをすすめるうえで、子どもの権利がベースとなるとして、条例の制定の検討が始まった。

2016年に児童福祉法の改正により、法律として初めてすべてのこどもが条約の精神に則り、適切に養育されることが明文化されたことも条例制定への後押しとなった。

市長の附属機関として子どもの権利擁護推進審議会を設置し、条例制定に向けた丁寧な協議をすすめた。

令和2年10月 「中野区子どもの権利擁護推進審議会条例」を制定

令和2年12月 第1回中野区子どもの権利擁護推進審議会

令和3年 6月 中野区子どもの権利擁護推進審議会から答申を受ける

令和3年10月 条例の考え方に関する区民意見交換会の実施（子ども向け含む全6回）

令和3年12月 条例案に盛り込むべき事項に関するパブリック・コメント手続きの実施



#### ③市民参加の状況

条例制定に係る子どもへの意見聴取

- ・中野区子ども子育て家庭の実態調査（郵送・Web）

小学校4年生から中学校3年生まで1250サンプル。子どもを対象としたアンケートは中野区では初の試み

- ・区内中学校、高校、国際交流協会等における出前授業  
高校にてワークショップを開催
- ・紙によるアンケート（区内高校、児童館、図書館等）
- ・児童館における子ども向け意見交換会

#### ④前文と基本理念

##### 前文のポイント

- ・大人から子どもへのメッセージを記載
- ・子どもはまちづくりのパートナーであることを記載
- ・子どもの「今」と「未来」のために子どもの権利を保障することを記載

##### 基本理念

- 1) 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
- 2) 子どもは、その意見、考え、思いを表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
- 3) 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
- 4) 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

4つの基本理念は「児童の権利に関する条約」に定められている一般原則の考えに基づいているが、他の自治体や東京都の条例では権利に関する条約の4つの権利に基づき制定されている。

#### ⑤あらゆる場面における権利の保障

- 1) 身体的または精神的な暴力受けないこと
- 2) 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること
- 3) 家庭的な環境の下で育つこと
- 4) 自分の意見等を表明し、それが尊重されること
- 5) 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること  
※休むことも大切な権利である
- 6) 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること
- 7) 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること  
※この課題については議論になった。失敗を恐れずに挑戦することの重要性であり、そのためにやり直すことのできる社会環境が必要

- 8) 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること  
※高校生のワークショップで議論となった
- 9) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的思考等により差別をされないこと
- 10) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと

#### ⑥条例に基づく主な取り組み

- ・普及啓発、理解促進

中野区子どもの権利の日（11月20日）に合わせた講演会等啓発事業の実施。

※国連が「児童の権利に関する条約」を制定した日

- ・子どもの意見の表明、参加の促進

子どもが意見等を表明する機会づくり

- ・子ども会議の設置

ハイティーン会議（中高生世代）

- ・居場所づくり

- ・子どもに関する取組の推進計画の策定

今年度中に（仮称）子どもに関する総合計画を策定する予定。計画は子ども子育て支援計画、子どもの貧困対策計画、子ども若者計画を集約した計画を策定中

- ・中野区子どもの権利委員会の設置

- ・中野区子ども権利救済委員の設置

自治体オンブズマンといわれている機関で全国では45自治体に設置されている。

子どもの権利保障についての相談に応じるための窓口として、子ども相談室を9月1日に設置する。

救済委員は弁護士等を任命し、救済委員の職務を補佐するため、会計年度任用職員の職として、中野区子どもの権利救済相談、調査専門員を配置する。

#### イ. 課題

今年の3月に制定されたことから、条例制定後の効果については検証できてない。

また、各委員会の設置など具体的な取り組みは今後の対応となる。今年度中に（仮称）子どもに関する総合計画を策定する予定である。

#### 6. 考察

##### ①質疑の中から

- ・担当部署は子ども教育部子ども・教育政策課となっていることから、教育委員会との関係について伺ったところ、担当部署は区長部局と教育委員会との兼務となっている。

多くの自治体では子育て支援関係は市長部局であり、教育委員会との連携が課題となっている状況が見受けられる。

中野区のような組織体制は来年4月に予定されている子ども家庭庁の設置に伴う自治体のモデルケースとも捉えられるとともに国の施策の反映が容易になると感じた。

- ・ 条例制定においては西東京市や世田谷区の取り組み事例を参考とされた。

また、条例制定に精通した学識経験者から適切なアドバイスをいただいた。

- ・ 条例は区長の強い思いが込められていると感じるが、区長の思いのベースはどの問いに対し、区長は再開発事業をすすめ、新しいまちづくりに取り組んでいる。  
これからは子どもをパートナーとしてまちづくりをすすめる必要があるという思いを持っている。
- ・ 子ども会議等において出された多様な意見について、いかにフィードバックするかが重要であり、仕組みづくりについても検討している。
- ・ 新設される相談窓口は、これまでは敷居が高いという印象があったことから、子どもたちがどんなことでも気軽に相談できる窓口としたい。
- ・ 第10条の家族に関する規定については理念的な要素が強いが、家庭における課題も多いことから規定した。家族に対する支援にも取り組んでいく。
- ・ 学校における取り組みも重要であり、学校の担当教職員の研修も予定している。
- ・ 虐待は大きな社会問題となっていることを憂慮している。当事者は声を上げ難い状況があるといわれているが、どんなことでも相談することのできる相談しやすい相談窓口を設置したい。



## ②視察を終えて

- ・ 中野区の組織体制は大変参考になった。これまでも子育て支援等子どもに関する施策については、市長部局と教育委員会の連携が課題となっていたが、中野区では担当部局員を兼務させることによって連携を強化されている。
- ・ 区長の強い思いを感じる条例であるが、条例を制定することによって、市長が交代することがあっても条例の理念や取り組みは継続されることとなる。条例を制定する重要性を認識した。
- ・ 条例制定までの取り組みを丁寧にすすめてこられた印象を持った。説明の中でもワークショップでの意見など議論された内容が条文に活かされているとの説明が随所に盛

り込まれている中で、市民の声を重視している姿勢をうかがうことができた。

- ・ 条例は難しくなりがちであるが、子どもにも理解できる条例として、分かりやすい用語の使用や「です、ます調」での表現、そして全ての漢字にふり仮名をふるという配慮は子どもにやさしいまちづくりの実践をしていると感じた。
- ・ この条例は理念だけではなく、実行していく仕組みを規定している条例であるとの説明を受けた。私自身は理念条例でも制定するべきと考えていたが、実践あってこそ子どもの権利を守ることができることを再認識した。
- ・ この視察によって「子どもの権利に関する条例」を制定する重要性と必要性をより強く感じることができた。

# 令和4年度 福祉文教委員会 行政視察報告書

報告者 水門 義昭・榎 隆司

## 1 視察日

令和4年7月27日(水)

## 2 視察先

静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」

## 3 視察項目

富士山世界文化遺産構成資産登録の取組



## 4 視察目的

三保松原は約7kmの海岸に約3万本の松が生い茂り、松林の緑、打ち寄せる白波、海の青さと富士山が織りなす風景は歌川広重の浮世絵や数々の絵画・和歌に表現されてきた。

三保松原の一角には、天女伝説で知られる羽衣の松があり、毎年10月には松前で三保羽衣新能が開催される。また、富士山世界文化遺産構成資産の一部であり、パワースポットとしても人気の御穂神社や常世神の通り道である「神の道」も付近にある。自転車道も整備されており、レンタサイクルで三保半島を一周できる。

2019年3月には、静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」がオープンし、富士山と三保松原、羽衣伝説、三保松原と芸術作品などの深い関わりについて様々な展示がされており、自然、歴史、文化の調和を体感することができる施設の概要や取組について視察した。

## 5 視察内容

### (1) 建物の概要

#### ① 施設の設置目的

三保松原の文化的価値を高める関連文化の創造を図るとともに、来館者に国の名勝及び世界文化遺産である三保松原の価値や魅力を発信し、松原の保全に係る普及啓発を図るほか、市内の観光情報も提供する。

#### ② 建物概要

床面積：1,143.73㎡

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建

完成：平成31年1月15日

開館：平成31年3月30日

開館時間：年中無休 9時～16時半

運営：直営方式（正規：5人、会計年度：2人）

観光案内等：するが企画観光局（DMO）に委託

(2) 文化創造センターの施設

- 1階 三保松原を文化や芸術、景観等の視点で発信する展示室  
三保松原関連商品を販売するミュージアムショップ
- 2階 老齢大木の切り株、松で作った楽器などの実際に触れられる展示  
松原保全のボランティア拠点となる市民活動スペース設置

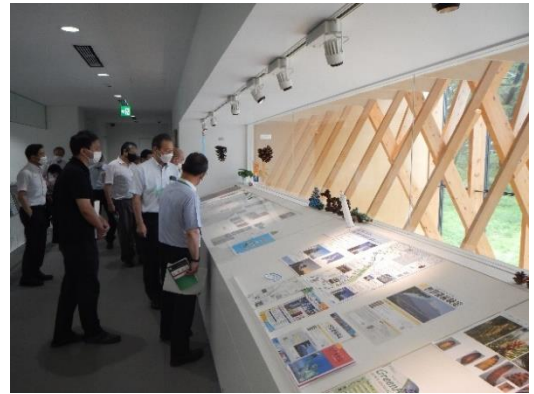
※施設の近くには(一財)三保松原保全研究所も設置され、官民連携で保全に取り組んでいる。

(3) 三保松原の圃場について

① 松原の再生 (1, 780㎡)

苗畑の松原側は松を植えて松原として再生する。

老樹大木の種から育てた松95本を植えて、三保の松にとって良い土壌改良材の選定試験を行っている。



② 母樹園 (750㎡)

三保松原由来の松を「母樹」として植えている。ここの母樹から採った枝(穂)や種が三保松原を再生するための苗になる。

<採穂母樹>

羽衣の松の枝を「接ぎ木」して育てたクローンの松4本を「採穂母樹」として育てる。これらの母樹から採った枝で「挿し木」をして羽衣の松のクローンを増やす。

<採種母樹>

老齢大木の種から育てた松5本を「採種母樹」として育てる。

③ 苗畑 (1, 020㎡)

母樹園で作った苗を、松原に植えられるような大きく育てる畑。

(4) 年間入館者数

平成31年	665,744人
令和2年	322,643人
令和3年	253,302人

※コロナ禍で影響があった。



6 質疑応答

- ・富士山世界文化遺産の構成資産となり、近隣の住宅等に建物の変更等に影響を心配したが、元々、市の財産区域と民間区域が離れていたため影響はなかった。



- ・無電柱化について、園内については終了しているが、民地については園と離れているため進んでいないが、今後検討する必要がある。
- ・松の保存では「カミキリ虫」が害虫となる。駆除するにも苦勞している。
- ・波による浸食が心配である。(景観保全のためセメントのブロック等は設置できない。)
- ・能の舞は貴重な文化芸能である。過去は松原で披露していたが、今後は駐車場でやるか検討する必要がある。また、後継者不足も課題である。

## 7 考察

- ・コロナ禍で減少した観光客をどう取り戻していくのか。やはり、観光頼みの場所なので、近隣の食堂・旅館の再生も検討する必要がある。
- ・松の維持管理として害虫対策も大変であるが、松の木の倒木対策・害虫対策が必要である。樹医の確保も検討する必要がある。
- ・高山市もそうであるが、創造センターのような公共施設を今後どのように整理していくのか、直営方式でよいのか検討が必要である。
- ・展示ミュージアムだけでなく、建物や園を含めたイベントを思い切って実施する必要がある。



# 令和4年度 福祉文教委員会 行政視察報告

報告者 車戸 明良・中箴 博之

## 1. 視察日

令和4年7月27日（水）

## 2. 視察先

静岡県静岡市

## 3. 視察項目

静岡市創造及び文化交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例について



## 4. 視察目的

高山市のまちの魅力に磨きをかけ活性化を図る文化芸術振興について、議会提案による条例制定を視野にその可能性を探るため。

## 5. 視察内容

### ① 経緯

#### ●H18年3月 「静岡市文化振興ビジョン」策定

個性ある「しずおか文化」の創造と継承

～人が文化を創り、文化が人を育てる都市を目指して～

- ・しずおかの風土に培われた歴史と文化の継承
- ・地域性豊かな市民文化の創造
- ・しずおか文化の発信と交流

#### ●H28年4月 「静岡市創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例」制定

ビジョンの計画期間終了を受け、今後の文化振興の方向性を探る中で、長期的な視点に立った継続的な取り組みを図るために、市が文化を振興していく上で変わることのない理念等を条例という大きな柱として定め、文化の力による都市の発展を目指す姿勢を示す。

→ 基本理念を定め、市民、文化団体、事業者、教育機関及び市の責務を明らかにするとともに、文化の振興のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化の振興を図り、もって個性豊かな文化の創造及び文化を活かした交流による活力あるまちづくりに寄与

●H29年3月 「静岡市文化振興計画」策定（～H34年度）

条例に掲げる求心力の高いまちづくり推進のための指針として策定

総合計画に掲げられた目指す都市像を文化の面から実現するための個別計画

② 文化振興計画の推進

芸術文化を取り巻く動向と情勢の変化

- ・国・県の動向：文化芸術振興基本法・文化芸術創造都市・クールジャパン等
- ・情勢の変化：地方創生・東京オリンピック・パラリンピックの開催等

静岡市における芸術文化等の現状把握

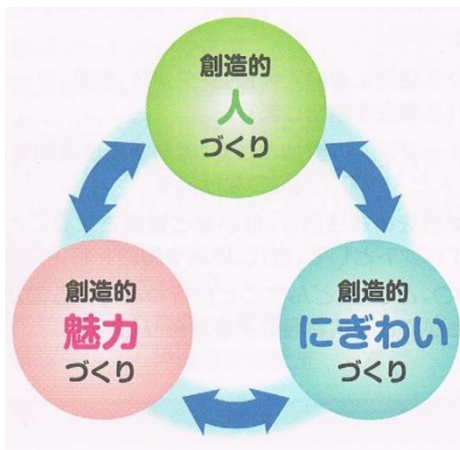
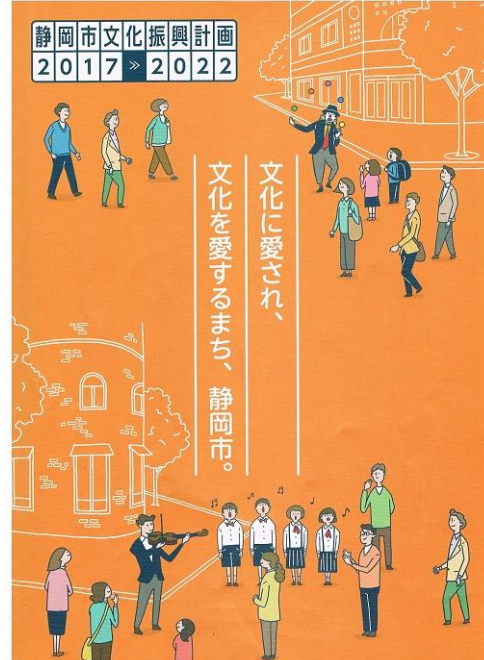
- ・文化芸術等に関する市民意識調査の実施
- 市民の文化活動状況
- 環境に関する市民満足度

抽出された課題

- ・芸術文化に触れあえる環境の整備
- ・文化を担う人材の育成
- ・地域の文化資源の磨き上げと活用
- ・文化を活かしたにぎわいの創出

目指す将来像

「文化の力により、訪れる人、住む人を魅了するまち」



基本目標

- ・歴史に彩られた個性豊かな文化の創造
- ・文化を活かした交流による活力あふれるまちづくり

基本的施策

視点：「創造的な人づくり」

「創造的魅力づくり」

「創造的にぎわいづくり」

基本目標達成のために必要な取り組みとして、条例に規定された10の施策

## 「まちは劇場」の推進

(リーディングプロジェクト)

誰もが気軽に楽しめる仕掛けづくり

- ・「まちで何か面白いこと」
- ・「まちに出かけることが楽しい」
- ・「わくわくドキドキ」

歩くだけで「わくわくドキドキ」する  
まち、訪れた人たちがリラックスして

豊かな時間を過ごすことができるまち、このまちに暮らす誇りと喜びを感じることで  
できるまちを目指す取組



年間を通じてフェスや大道芸、街角コンサートなど大小イベント

- ・街角コンサート（年間40～50回）やパフォーマンス（年間80回）
- ・大道芸ワールドカップ（20カ国から190万人）
- ・年齢・性別・障がいの有無にかかわらず参画の機会
- ・まち劇スポット≡市内に80カ所　まち劇パフォーマー
- ・訪問コンサート　学校やこども園、
- ・イベント主催者に奨励金（最大70万円）

フェスティバル・シティの構築

文化庁「国際文化芸術発信拠点形成事業」採択：R4年度83,943千円

「まちは劇場」のもたらす3つの価値創出

～文化的価値＋経済的価値＋社会的価値

- ・魅力を国内外に発信することで交流人口の増、経済や地域の活性化を図る
- ・「フェスティバル・シティ静岡」として、国際発信力のある都市を目指す

市民の参加や活動の促進

- ・しずおか文化を活用したシティプロモーションの推進で、交流人口の増
- ・静岡らしさを活かした体験プログラムによる発信
- ・多くの若者の参加を促し、しずおか文化の担い手育成・継承

計画策定のプロセス

- ・市民意識調査
- ・文化振興計画策定委員会・文化振興審議会（それぞれ3～4回の議論）
- ・パブリックコメント

計画の進捗管理と評価

- ・静岡市文化振興審議会に年度ごとの報告・評価
- ・検証のための成果指標

- 市民の認識が高まりつつあり、まちに文化が根付いてきた傾向  
次期計画では、「交流人口」や「にぎわい」を意識して発信力強化

#### 第2期計画へのアプローチ

計画期間が終了するため、現在第2期計画を策定中

- ・SDGsの視点  
障がいの有無にかかわらず提供
- ・環境整備：つながりや居場所
- ・ポストコロナ見据えた交流・にぎわい

#### 6. 考察

- ・文化政策の担当部署  
観光文化交流局の中に、「文化振興課」「まちは劇場推進課」「文化財課」があり、主眼を「交流人口の増による地域経済への波及」として弊害なく連携した取組みがなされている。
- ・条例制定 条文の作成は、すべて職員の手による。  
理念条例であるため、前文が最も大切となるが、条例の名称を市長の肝入りで決定されたという点からも、キーパーソンは市長で、文化の敷居を下げてもちの活性化につなげたいという思いが強いのだと受け止める。  
理念条例ではあるが、条文に推進計画の策定までを定めている。
- ・「まちは劇場」 名称にインパクト：わくわくドキドキ  
総合戦略に掲げる重点事業のひとつとして、「しずおか文化」のブランド化＝シテイプロモーションに取り組んでいることに意味がある。  
Ex. 「上下水道フェア2022」もまち劇の一環
- ・財政措置と文化のひとり立ちに課題  
「文化でメシが食えるか」という声もある中、従来の文化振興の考えにとらわれず、「成長する都市か、成熟した都市か」と文化の持つ創造性を地域振興や産業活性化に活かし地域課題解決を図ろうとする意図が感じられる。  
ヨーロッパの都市のように、ベースに文化が息づいていることを強く意識。
- ・市民文化会館の再整備方針  
文化芸術振興の拠点として、老朽化した市民文化会館の方向性についても検討がなされている。



## 7. 視察を終えて

議会から文化振興条例を策定・提案したいとの思いをもった視察であったが、もともと文化の素地がある高山市において、新しいものを取り入れ、さらに磨き上げ、次代につないでいくことは大切なことで、その思いをキチンと条例という形で表わし、内外に向け強く発信していくべきであると、あらためて感じた。

静岡市が文化振興ビジョン策定から10年を経て、文化の力によるまちづくりを主眼とする条例を制定し、その翌年に具体的施策を網羅した文化振興計画の策定へと展開されたことを見るにつけ、高山市の文化芸術振興指針の策定から10年が経過した今こそ、議会提案による文化の薫るまちづくり条例制定へと深化させていくべきとの思いを強くした。

高山市の条例制定に向けて、議論のベースは文化芸術振興指針でいいと考えるが、ポストコロナを見据えた高山ならではの交流やにぎわい創出、おもてなしの心、誰ひとり取り残さないとのSDGsの視点、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず寄り添いつながる居場所づくりなど、まちづくりや地域振興、福祉、教育の視点、市のすべての政策に横串をさすような高山市ならではの独自性やインパクトのあるものを目指したい。

「まちは劇場」を含む、これだけユニークかつ一生懸命な取り組みでありながら、市民の認知度は16%程度にとどまるとの説明に驚くとともに、高山市の文化芸術祭「こだま〜れ」の昇華のためには、文化の敷居を低くするというだけでなく、ヨーロッパのように違和感なく他市から多くの人を呼べるような目玉事業をひとつ加えることで市民が自信を持てるようなあり方も探る必要があるのではないかと感じた。

